

令和3年度第25回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和4年2月10日（木）午前10時00分～午前10時45分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）初宿事務局長、堀越任用公平部長、神山試験部長、宮本審査担当部長、田近
総務課長、鎌田任用給与課長

4 議 事

〈議 案〉

- | | |
|--------|------------------------------|
| 第61号議案 | 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について |
| 第62号議案 | 特定任期付職員の採用の承認について |
| 第63号議案 | 不利益処分についての審査請求について |

第 61 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第 61 号議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、育児休業及び部分休業の取得に係る要件の見直し及び特殊勤務手当に係る見直しに伴う改正であり、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

- 1 第 34 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 35 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 55 号議案 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 56 号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 87 号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

委員より、今回、特殊勤務手当を改正する際に参考とした事例について質疑があり、事務局から、国の同種の手当や財政措置を参考とした旨、回答した。

委員より、特殊勤務手当の見直しの頻度について質疑があり、事務局から、3年に一度見直しを行ってきている旨、回答した。

委員より、よりスピードが求められる社会になってきているので特殊勤務手当の見直しについても柔軟に対応したほうが良いとの意見があった。

委員より、都庁の男性職員の育児休業取得率について質疑があり、事務局から、令和2年中で33.6%の取得率である旨、回答した。

委員より、福祉等業務手当について、庁外での業務では別途交通費が支給されるのかとの確認があり、事務局から、旅費が支給される旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

〈以下、非公開案件〉

〈議案〉

第 62 号議案 特定任期付職員の採用の承認について

第 63 号議案 不利益処分についての審査請求について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 4 年 2 月 18 日（金）午後 2 時 00 分から開催することとした。